

令和8年度

持続可能な農村地域づくり農泊体験受入促進支援事業

募集要項

(受付期間)

受付開始 : 令和8年6月22日(月)

受付締切 : 令和8年7月17日(金) 17時

(本事業のお問合せ先)

富山市農林水産部農政企画課

受付時間は、8時30分から17時15分まで(土日・祝日を除く。)

T E L : 076-443-2251(直通)

F A X : 076-443-2185

E-mail : nouseikikaku-01@city.toyama.lg.jp

令和8年6月
富山市

I. 本事業の趣旨と流れ

1 本事業の趣旨

本市の農山村を取り巻く環境は厳しく、人口減少や高齢化、農業者の減少により、農地が荒れ、集落機能の維持に苦慮するなど、課題を抱える集落が増えつつあります。

このような中、本市では、地域住民の自助・共助など住民主体の地域づくり、移住者や就農者の確保に向けた取組の展開を伴走支援しているところですが、地域主体の継続的な取組には地域が自ら稼ぐ力を持つことが非常に重要となっています。

そこで本事業では、地域主体による空き家などの既存ストックを活用した農泊施設の整備及び事業の運営などを伴走支援し、農泊体験の受入体制を構築することで、地域の収益力を高めるとともに、地域により深くかかわる関係人口を創出し、魅力ある農山村を次世代に繋げたいと考えています。

●『農泊』とは

農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型」旅行のことです。農山漁村ならではの暮らしや文化、食、自然などの地域資源を観光コンテンツとして活用し、地域の魅力を発信しながら、農山漁村に関係人口を呼び込むものです。

2 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 支援を受けようとする方（以下、「申請者」という。）は、応募様式を記入のうえ、「IV. 応募手続き 2 応募書類の送付先」まで電子メールで送付ください。
- (2) 事務局は、提出書類に基づき、有識者による選定委員会にて審査を行ったうえで、結果を通知します。
- (3) 事務局は、採択の通知を受けた申請者（以下、「支援対象者」という。）の申請内容を踏まえ、支援対象者と協議のうえ、支援計画を策定します。
支援対象者は、当該計画に基づき、専門家等からの伴走支援を受けながら事業を実施します。
- (4) 事務局は、伴走支援期間終了後、事業の成果報告会を開催し、支援対象者が、成果報告を行います。

<本事業の流れ・スケジュール>



Ⅱ. 応募資格及び募集内容と支援内容

1 応募資格

応募資格は、以下の要件をすべて満たす者としします。

- ・ 富山市内において農泊体験の受入れに取り組む意向を有する地域団体（地域協議会、自治振興会その他これに類する団体で農業者を構成員に含む団体をいう。）又は地域との合意形成が図られていると市が認める農業法人その他の農業者を構成員に含む団体で、令和8年度に事業実施計画を策定し、令和9年度に農泊施設の整備着手、令和10年度に農泊の受入れを目指す者。
- ・ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を備えていること。
- ・ 申請する事業について、同一年度内に国や県からの委託や助成を受けていないこと。
- ・ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ・ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- ・ 別紙1「参加のための同意・誓約事項」の内容に同意・誓約すること。

2 募集内容と支援内容

支援対象者の現状をヒアリング等により把握したうえで、必要な支援を行います。

（1）募集内容

魅力ある地域資源を活用し、地域が主体となった農泊の実施によって、関係人口の創出や移住・定住者の獲得など、次世代に繋げる地域ビジョン（目指す姿）の明確化とその実現に向けた計画づくり、農泊の企画・運営に係るチームビルディング等の伴走支援を行います。

＜支援対象となる活動例＞

- ①現状と課題の把握
- ②地域将来ビジョンの作成（農泊事業の位置づけ含む）
- ③農泊施設整備、運営に関する事業計画の策定
- ④事業計画に基づく活動及び体験コンテンツの企画・検討
- ⑤上記に係る地域ワークショップ等の開催 など

（2）支援内容

- ・ 活動内容に応じた伴走支援、専門家からの助言。なお、活動資金の支援はありません。
- ・ 支援期間は、支援対象者として選定通知を受けた日から令和9年3月19日までです。

＜支援例＞

- ①話し合いでのファシリテーション
- ②地域の魅力を探るワークショップ
- ③農泊に関する法令、農泊施設への改修、資金調達、事業計画の策定・実施、体験コンテンツの企画・運営などに関する助言
- ④研修・講演の講師派遣

Ⅲ. 支援対象者の選定

1 選定方法

- ・提出された書類に基づいて書類審査を実施します。
- ・応募締切後に必要に応じて、申請者に対してヒアリングを実施する場合があります。
- ・選定委員会において、「2. 審査基準」に基づいて審査を行い、各委員による評価点の合計点が最も高い者を支援対象者として選定します。

※ 各審査員評価点の合計が、満点の 60パーセントを満たす申請者がいない場合等、支援対象者を選定しないことがあります。

2 審査基準

(100点満点)

審査項目		審査基準	配点
1	【意欲・妥当性】 応募動機と農泊の実施を通して目指す地域の姿	・本事業を通じて農村地域を活性化させたいという強い意欲が認められるか ・農泊事業の立ち上げを「手段」とし、地域の関係人口創出や生業づくりという「目的」に向かう姿勢が見られるか	15 点
2	【意欲・妥当性】 地域の現状と課題	・地域の現状に対する課題意識を適切に持っているか	10 点
3	【ハード面の発展性】 活用を検討している物件の情報及び物件に感じる魅力	・活用を想定する既存ストックの立地条件や構造から、改修等を通じて農泊施設としての魅力的な空間を創出できるポテンシャルが感じられるか	15 点
4	【ソフト面の発展性】 来訪者に体験してもらいたい地域ならではの魅力	・既存の地域行事や農林水産業の営みなど、「その地域ならではの日常」を体験コンテンツとして昇華させる可能性が感じられるか	20 点
5	【実現性】 地域住民や関係団体等との調整状況	・事業の推進に向けて、一部の個人の活動に留まらず地域住民や多様なステークホルダーとの協働・合意形成が図られているか	15 点
6	【実現性】 本事業の実施体制と想定活動頻度	・本年度の継続的な活動が見込める体制となっているか ・多様な意見を取り入れるため、UIJ ターン者、若者、女性など、幅広い層が参画（または参画を想定）する体制となっているか	15 点
7	【継続性】 次年度以降に想定している取り組みの構想	・本年度の伴走支援終了後も、農泊施設の本格的な改修・整備や運営を見据え、継続的かつ発展的に事業に取り組んでいくイメージが描けているか	10 点

3 結果通知

審査結果については、採択の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山市ホームページにて支援対象者を公表します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

IV. 応募手続

1 応募書類

下記のすべての必要書類を「2. 応募書類の送付先」まで電子メールで送ってください。

○別紙2 応募様式

④申請者の概要が分かる資料（会社概要、団体概要等）

2 応募書類の送付先

富山市 農林水産部 農政企画課

メールアドレス：nouseikikaku-01@city.toyama.lg.jp

※ 応募書類受領後、事務局から受領確認のメールを送付いたしますので、ご確認をお願いします。受領確認のメールが届かない場合は、再度応募書類を送付してください。

3 応募締切

令和8年7月17日（金）17:00 必着

V. 留意事項

1 次に掲げる場合については応募を無効とします。

（1）応募締切までにすべての応募書類を提出しなかった場合

（2）募集要領に関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

2 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、市が審査にあたり、必要な範囲内で共有・利用します。個人情報を事前の承諾なく、市以外の第三者に提供することはありません。

3 本公募への応募に要する全ての費用は応募者負担となります。

提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

4 応募及び活動の実施にあたり、第三者（市以外の者）が権利を有する素材を用いる場合は著作権処理など利用に必要な措置を講じて下さい。